## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所:株式会社奥村組

大阪市阿倍野区松崎町2-2-2

2. 指名停止措置期間 : 2週間 令和5年2月6日~令和5年2月20日

3. 指名停止措置の範囲 : 中間貯蔵事業に係る案件

## 4. 事実概要

前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体として環境省より請け負っている令和2年度中間貯蔵施設(双葉1工区)の受入分別処理・貯蔵工事において、令和4年6月10日、受入分別処理施設内の改質ミキサの清掃をしていた作業員が改質ミキサに巻き込まれる労働災害が発生し、作業員は同年7月21日に死亡した。

このことに関し、令和4年11月10日、前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体は、富岡労働基準監督署から労働安全衛生法違反に基づく是正勧告書を交付された。

## 5. 指名停止措置理由

上記4は、当社指名停止措置要領(平成16年4月1日要領第14号) 別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

## 「指名停止措置要領」別表第1第7号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該認定をした日から
7 会社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切	2週間以上
であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた	2ヵ月以内
と認められるとき	